

第2章 協力分野の現状と課題

2-1 アジア太平洋地域における障害者政策の動向

アジア太平洋地域の地域的な障害者政策として、「第2次アジア太平洋障害者の十年」および「行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク（以下BMF）」を概観する。本調査を実施した2007年は、BMF中間評価および後半5年の計画の策定期間にあたる。

2-1-1 「第2次アジア太平洋障害者の十年」とBMF

UNESCAPは2002年の第58回総会で、21世紀におけるアジア太平洋地域の障害者のため「インクルーシブでバリアフリーな、かつ権利に基づく社会の促進」に関する決議58/4を採択し、「アジア太平洋障害者の十年」を延長し、「第2次アジア太平洋障害者の十年」（2003～2012年）とした。さらに地域行動計画としてBMF（「行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」）を策定し、行動優先領域として7つの領域を特定している。それは、1) 障害者の自助団体および家族・親の団体、2) 女性障害者、3) 早期発見、早期介入、教育、4) 自営を含む訓練と雇用、5) 各種建築物・公共機関へのアクセス、6) 情報通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス、7) 能力構築、社会保障と持続的生計プログラムによる貧困緩和、である。

2-1-2 BMF中間評価

BMFは、中間評価を行い、それに基づいて、「十年」の下半期の内容の修正、新たな目標と戦略的計画を立てることとされている。UNESCAPは2004年から2005年にかけて、BMFの中間評価に関するアンケート調査を実施した。2006年には、アンケート調査結果を公表するとともにBMF実践モニタリング地域ワークショップが開催された。そこにおいては、「十年」の上半期に達成されたこととして、政策の中で人権を基礎としたアプローチが明確になってきたこと、国連障害者の権利条約¹の草稿作成や同条約の採択に向けての動きの活発化への貢献があげられている。一方、未達成の点として、障害の人口統計や社会経済的指標が不足していること、途上国政府や関連機関は、財源や人的資源、技術や知識が依然として不足していることが指摘された。2006年に、25カ国102名の政府とNGOの代表者が一堂に会して、「BMF目標完全達成に関する共同文書」を採択した。そのなかで、1) 国内調整機関やNGO、障害者団体の連合体がBMFモニタリングに果たす役割、2) 実効性ある指標設定、3) 権利性を反映した包括的国内方針作成、4) 慈善から権利に基づいた発展への発想転換、5) 障害者の課題をすべての国内方針や計画、事業に取り入れること、という5つの重要事項を明確にした。

1 同条約については、2-1-4参照。

2-1-3 「びわこプラス5」

UNESCAPは、BMF-SCM（BMF Stakeholders' Coordination Meeting、BMF関係者調整委員会）²を組織し、中間年（2007年）に向け、「びわこプラス5：後半5年（2008～2012年）のより積極的な実践のための戦略」の文書作成に取りかかっている。同委員会は、「第2次アジア太平洋障害者の十年」（2002～2012年）の期間限定で機能することとされている。同委員会の下、BMFの優先・戦略領域に沿って以下の4つの作業部会を設けられている。

- 1) 障害者の自助組織、ジェンダーのメインストリーミング、特殊なグループ（例：農村部の障害者・障害児）
- 2) 教育、雇用
- 3) 貧困削減、CBR、障害と開発、地域間協力、障害のメインストリーム
- 4) 障害に関する統計、権利条約、国内法、国内行動計画、情報、物理的なアクセス

「びわこプラス5」では、BMFの行動優先領域のための7つの領域に沿った形で課題を提示し、主要な戦略として、1) 権利ベースのアプローチ、2) 障害の概念の理解、3) 効果的な関係機関の機能の強化、4) 政策形成と実施のための障害統計やその他の情報の確保と質の改善、5) 障害の視点を政策や計画に組み入れること、の5項目をあげている。

BMFの支援のために、国際機関である国連開発計画（UNDP）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国連食糧農業機関（FAO）、国連児童基金（UNICEF）などとの協力を深め、さらに、東南アジア諸国連合（ASEAN）、南アジア地域協力連合（SAARC）、太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum：PIF）などとの準地域間の協力を促進し、また、APCDプロジェクトなどのような他の形態の機関との協力も促進するとしている。

2007年9月に開催されるハイレベル政府間会議に、「びわこプラス5」の最終案が提出され、討議後の修正などを加えたうえで採択される予定である。

2-1-4 「国連障害者権利条約」

国連障害者権利条約は、障害を持つ人の多様性を認め、障害者の人権と基本的自由の完全な享有および完全な参加を促進することを目指している。また、同条約の目的および趣旨を実現するために国際協力が重要であり促進することとしている⁴。

2 UNESCAPは旧来テーマごとの作業部会（TWG: Thematic Working Group）を13有しており、障害に関する作業部会（Thematic Working Group on Disability-related Concerns、TWGDC）がその1つであったが、機構改革に伴い、TWGは5つ以下に削減することとなったため、BMF-SCM（Stakeholders' Coordination Meeting）という新たな枠組みを2006年から開始した。

4 第32条「国際協力」参照。

この条約の基本的な原則は、自己の選択を行う個人の自立、非差別、社会への参加とインクルージョン、差異の尊重と障害の受容、機会の均等、アクセシビリティ、男女の平等である。締結国の義務としては、この条約に合致しない法律や規則を改正または廃止しなければならない、この条約の実施のために必要な行政措置を取らなければならない。また、経済社会開発の政策や計画に障害に関する事項を入れなければならない。関係機関や民間企業も障害による差別を撤廃するために適当な措置を取る必要があり、必要な技術の開発を促進し、アクセシビリティに関する基準や指針などの作成を促進するように関与する。啓発キャンペーンを開始し、障害者の個人の尊重、表現の自由、プライバシーの尊重、家族の尊重などを含む障害と人権に関する理解を促進するとしている。

2007年3月30日に、障害者権利条約とその選択議定書の署名式が国連本部総会議場で行われ、同日中に81カ国と欧州共同体（EC）が条約に署名した。アジア太平洋地域における署名国は、中国、インドネシア、韓国、スリランカ、タイ、インド、ニュージーランド、オーストラリアである。これらの国では、この権利条約に沿って障害者政策の見直しが進められる予定であり、また、署名していない国については、条約署名に向けた運動が展開されることになる。

2-2 タイの国際協力に関する基本方針

暫定政権が発表した外交政策⁵によれば、政府は、高い透明性と民主的な価値に基づき、国際社会における協力を行うこととし、国際法、特に国連の憲章や人権宣言に従い、以下の5つの政策を表明した。

1. 二国間、多国間の枠組みで積極的な役割を担う
2. 近隣国、準地域、地域間の親善と協力を促進する
3. アセアン諸国との協力を強化する
4. 国連の枠組みと多国間協力の枠組みにおける建設的な役割を担う
5. 外国にいるタイ国民の権利を保護する

このなかで、1と4が本プロジェクトと密接に関わっており、平和、人権、人道主義、環境保護、持続的成長、国境を越える課題の解決について、国連の枠組みと多国間の枠組みにおける建設的な役割を担うとしている。特に新興援助国（Emerging Donor）として他の途上国を支援するとしている。

5 2006年11月発表。

タイは、国際的なプレゼンスとして、観光セクターを中心的なセクターとして位置づけてきたが、今後、地域における国際協力と国際機関の場としてタイを位置づける方針であり、国際機関化を推進する法律（Geneva II）を作成中である。

タイにおける国際協力は、タイ国際開発協力庁（以下TICA）が担当し、以下の原則で行われている。

- ① 他の国々、特に近隣国とタイの良好な関係を促進する
- ② タイが地域における技術協力の拠点となるように努力する
- ③ タイが特に専門的知識と能力を持つ分野（例えば、農業、教育、保健など）における他の国の発展への協力とこれらの国の貧困削減への協力
- ④ 経済社会開発におけるパートナーシップを進展させるような国際協力を行う
- ⑤ 技術協力におけるタイの公的機関および民間機関の参加への支援
- ⑥ 国際社会におけるタイの役割の拡大

具体的には、二国間援助、国際的研修コース、第三国研修、広域協力により、これらの国際協力が実施されている。

APCDの活動は、タイ外務省やTICAからも高く評価されており、今後のAPCDの国際化は、タイの国際協力の方針に即したものである。

2-3 APCDの組織体制

2-3-1 組織体制

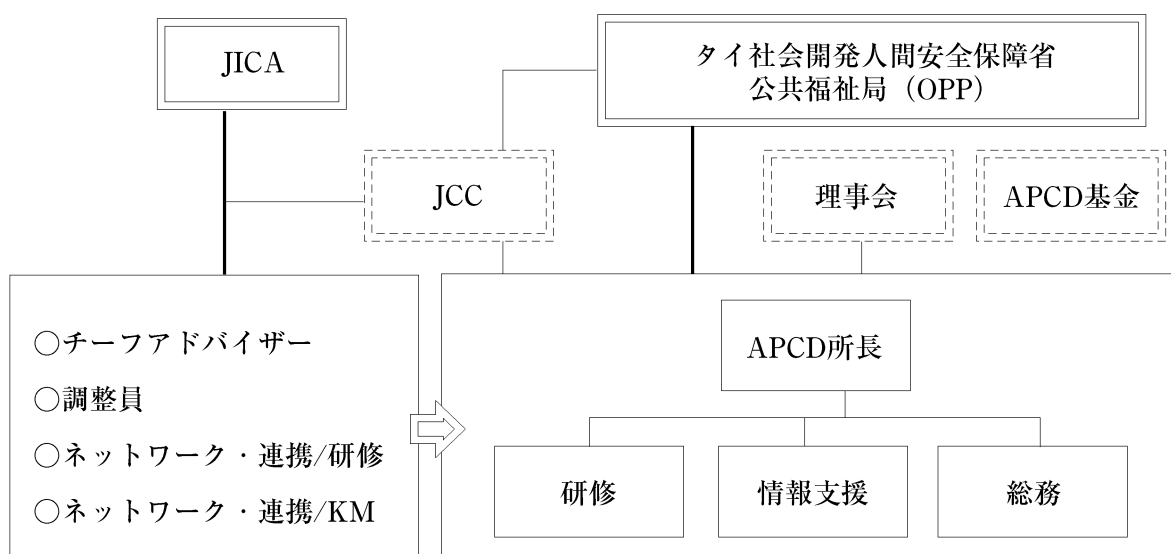


図2-1 APCDの組織体制図

プロジェクトフェーズ2においても基本的にフェーズ1期間中の組織体制を引き継ぐ。

図2-1に示したとおり、社会開発・人間の安全保障省の公共福祉局（以下OPP）をカウンターパート機関とし、OPP局長をプロジェクトの総括責任者（Project Director）、APCD所長をプロジェクトマネジャーとしている。所長の下に、総務、人材育成、情報支援の3つのセクションが設置され、OPPの職員であるチーフと職員、プロジェクトで雇用している職員が配置される。フェーズ1と同じように長期専門家4名体制で、チーフアドバイザー、調整員、ネットワーク・連携/研修を担当する専門家、ネットワーク・連携/ナレッジマネジメント（KM）を担当する専門家が派遣される。APCDの職員には障害者を含み、活動の具体的な実施プロセスにも障害有識者や当事者団体が参加して、プロジェクトの運営が行われる。

2-3-2 運営管理体制

APCDの意思決定機関は理事会（Executive Board）で、年に2回開催される。議長は、社会開発・人間の安全保障省の事務次官である。公共福祉局局長を副議長とし、委員は、外務省、保健省、教育省、9名のタイ障害当事者団体または障害者支援団体代表、在タイ日本大使館、JICAタイ事務所、APCDチーフアドバイザーから構成されている。APCD所長は委員兼事務局長、APCDの総務チーフを委員兼副事務局長としている。APCD基金の代表と副代表がアドバイザーとなっている。理事会メンバーは合計22名である。

理事会の権限と役割は、以下のとおりである。

- ① 運営方針とAPCDの活動の実施について意思決定する
- ② APCDの活動の進捗と全般的な運営を監理、指導する
- ③ APCDの活動を効率化するように支援する
- ④ 必要とされる業務について副委員会を設置し、委員を任命する

合同調整委員会（以下JCC）は、プロジェクトの活動の監理を行う機能を持ち、年に2回および必要に応じて開催される。権限と役割およびメンバー構成の詳細は、ミニッツのANNEX II参照。

プロジェクトの日常的な運営や活動に関しては、各セクションのチーフや日本人長期専門家で構成されるAPCDの運営管理会議（Managerial Meeting）によって決定される。このミーティングは、週1回開催され、活動計画、進捗状況、問題点、対応策などに関する必要事項を決めている。

2-3-3 財務体制

(1) タイ側

フェーズ2の実施のために、社会開発・人間の安全保障省が19万7,310米ドルを毎年の予算として計上している⁶。このなかには、タイ政府職員の給与、雇用職員の支払いのほか、プロジェクトにかかるローカルコストとして、タイ側負担の秘書給与、車両のガソリン代、施設の光熱費などの公共料金、施設の清掃とセキュリティ会社への支払いなどが含まれる。しかし、独立法人化後は人件費などが変わるため、これは、独立法人化前の予算である。

(2) 日本側

在外事業強化費は、フェーズ1では5年間、約7,914万バーツを使用した。APCDネットワークのための南南協力、他国への出張、他の活動、研修費を含む。フェーズ2は、フェーズ1よりも減少した額を想定しており、タイ側の支援が研修費用などを補充する形になる。

2-3-4 人事

フェーズ1と同じように、フェーズ2においても、独立法人化する前までは、社会開発・人間の安全保障省OPPの人事により、職員が配置されることになっている（独立法人化以降の人事体制については、2-6-4を参照）。

2-4 APCD基金

2-4-1 基金設立の経緯

APCD基金は、APCDの活動を支援することを目的として2004年7月19日にタイの法律に基づき設立され、2004年11月に内務省で基金創立の登録が行われた。基金の設立にあたっては、シリントーン王女殿下（Her Royal Highness Princess Sirindhorn）が2001年に受賞したフランクリン・ルーズベルト国際障害者賞の賞金5万米ドルをAPCDに寄付したのを最初とし、現在は1億円以上の資金が確保されている。

APCD基金は、APCDとは独立の組織として理事会を別途設けており、理事長は王室枢密院のターニロット・ガラヤウィチャン氏（元首相）である。APCDの建物の3階に事務所を設置し、必要な備品と事務員を配置している。

6 タイ側からのプロジェクト要請書による。

APCD基金の資金の監査報告は、基金の登記に関する内務省令に定められており、毎年3月、内務省に業務実施の結果と監査報告を行う。その際には、基金の前年度の事業報告、会計士より監査を受けた過去1年間の収支報告書と貸借対照表、過去1年間の基金の理事会会議報告書を提出する。基金の理事会の決議により、APCDの活動とは、活動を別に計画し、基金の資金を支出することができる。

なお、2007年4月16日付けでタイ王室の正式な承認により、基金の正式名が「シリントーン王女の庇護の下にあるAPCD基金」(Foundation of Asia-Pacific Development Center on Disability Under Patronage of Her Royal Highness Princess Maha Chakri Sirindhorn) となった。

2-4-2 資金の状況

2007年4月時点において、APCD基金の総額は、35,947,810バーツ（約1億1,503万円）である。基金提供者の主なものは、以下である。

・シリントーン王女殿下：	2,336,000バーツ
・中西由起子氏（ADI代表）：	692,000バーツ
・米国の2大学 ⁷ ：	10,117バーツ
・APCD施設完成式寄付金：	1,227,500バーツ
・ジャズコンサート入場券販売代金：	12,500バーツ

(1) 資金運用状況（2006年10月から2007年3月まで）

1) 預金残高：35,947,810バーツ

基金は、2007年3月21日現在、4つの口座にある預金と現金の合計35,947,810バーツ（約1億1,503万円）を保有する。詳細は、以下のとおり。

・アユタヤ銀行貯金口座	4,947,468バーツ
・住宅福祉銀行1年定期預金	15,000,000バーツ
・住宅福祉銀行2年定期預金	15,000,000バーツ
・住宅福祉銀行特別預金口座	993,718バーツ
・現金	6,624バーツ

7 ミシガン大学と西部ミシガン大学のタイ人留学生が「タイ文化のフェア」を行い、その収入の一部を寄付したものの。

2) 収 入：772,050 バーツ	
・ ジャズコンサートの入場券販売代金	12,500 バーツ
・ アユタヤ銀行の預金利息	18,626 バーツ
・ 住宅福祉銀行口座の預金利息	740,924 バーツ

3) 支 出：128,526 バーツ	
・ 事務所改善経費	96,250 バーツ
・ 事務所備品	3,751 バーツ
・ 雑 費	435 バーツ
・ 会議費、食事代	3,450 バーツ
・ 職員報酬、社会保険	18,900 バーツ
・ 理事会用新年記念品・挨拶カード	5,740 バーツ

2-4-3 APCDとの連携状況と今後の展望

APCD基金の理事会は、APCDの活動について進捗の報告を受け、終了時評価などの経緯と結果を共有している。また、APCDの活動とは別途計画された活動として、パキスタンの地震の被災校に対して寄付を行っている。

フェーズ2では、APCDのより自立的な運営のためにAPCD基金との連携を強化することが想定されており、協力して資金調達活動を行うことになっている。また現状においては、APCDが社会開発・人間の安全保障省の一組織であるためAPCD基金の活用が難しいが、独立法人化以降、資金の活用が可能になる見込みである。

2-5 APCDの独立法人化

2-5-1 独立法人化の背景

APCDの独立法人化については、フェーズ1の開始以前から議論がなされており⁸、フェーズ1の活動項目においても「APCDが適切な独立の地域組織になるためのロードマップが決定される」と明示されていた。独立法人化が必要な理由は主に次の3点といわれる。

- ・ 人事面の柔軟性の確保（公務員の頻繁な人事異動を避け、タイ国外の人材や障害当事者の登用を含む、専門人材の育成が実施可能）
- ・ 財政面での柔軟性の確保（APCD基金の活用を含む多様な資金源の獲得）
- ・ 国際化への基盤づくり（タイにおける国際機関は独立法人化を経て、国際化にいたっている）

8 「アジア太平洋障害者センタープロジェクト実施協議調査報告書」、国際協力事業団社会開発協力部（2002）

APCD 理事会では2005年12月、APCDの持続的な運営のために将来の組織構造が議論され、早期に独立法人化すべきであると決定された。その後、独立法人化する王室法令（Royal Decree）案を作成し、2006年4月にAPCD理事会が承認した。一方で、公共セクター開発委員会（Public Sector Development Commission）が2007年4月に他の独立法人の事例を内部効率の観点から評価する報告書を出した。そこでは、1人当たりの行政コストを低くする運営のあり方を検討する必要があるとされたため、再度APCDで王室法令案を効率性の観点から修正する予定である。さらにこの法令案は、今回の事前評価のPDMの上位目標、成果、活動項目に合わせて修正される必要がある。

ただし、通常の独立法人はタイ国内に裨益することを目的として設置されているため、APCDは基本的な性格を異にしているという議論がある。そのため、TICAおよびAPCDの関係者からは、将来的に国際的な性格を持つことを独立法人化を行う初期の段階で決めておく必要がある、という情報提供があった。APCDの独立法人化については、5年間の期間限定で、かつその期間終了後には国際的な組織になる（internationalized）方向で進めているとのことである。詳細はミニッツ7. Organizational Statusを参照。

なお、過去の議論と合意事項の流れについては、BOX1を参照。

BOX1: APCDの組織体制および広域性に関するタイ側との合意事項の経緯

1. 首相府内閣事務局から労働社会福祉省大臣宛レター（2001.8）

「アジア太平洋障害者研修開発センターを持続的に運営、発展させていくためには、APCDは国際的な組織（International Organization）として開発されなければならない…（後略）。」

2. 第2回短期調査ミニッツ（2001.12）

1. Legal Status of APCD

1.1 The Thai side expressed its intention that the planned Center will eventually take the form of “a public agency” a semi-autonomous administrative body – the Center will have greater flexibility and efficiency in its management, while enjoying sufficient financial support from the Government...

1.2 It is expected that after the establishment period, the Center will evolve into an independent regional organization fully supported by Thai law...

3. 第3回短期調査ミニッツ（2002.4）

1.6 After securing the sustainable management of the Center, it will be transformed to an “autonomous public organization”, which is stipulated by the Royal Decree in accordance with the

Thai law. The autonomous public organization will be able to receive financial support from the Royal Thai Government.

1.7 The plan becoming the autonomous public organization, however, needs to be elaborated further by both Japanese and Thai sides.

4. 無償B/Dミニッツ (2002.6)

「7-1. 地域協力」の項

Both sides agreed that the beneficiary of the expected establishment of the Center would be persons with disabilities in the Asia-Pacific region.

7-6. Autonomous Public Organization

Under the Thai Government reform, which is expected to be completed by Sep. 2002, the Center is likely to be supervised by a new disability-concerned department ... (略) ... It is expected that the process of transforming the Center from a government agency to an autonomous public organization will take about 2 years.

5. 法令案 (2006.2版)

Section 26. The Special Advisory Committee shall have the following powers and duties: (略)

(5) To suggest the transformation of the Center to an international organization;

Remark: (略)

To ensure autonomy, flexibility, efficiency and sustainability of the Center and to make it become an international organization in the future, it is deemed appropriate to establish Asia-Pacific Development Center as a public organization in accordance with the law on public organization. Hence, it is necessary to promulgate this Royal Decree.

2-5-2 独立法人化への手続き

図2-2に示したものが、2007年1月時点での独立法人化へのロードマップである。調査時点では、独立法人化の法令案は修正中であり、法令の成立はまだみえていない。一方、タイ側の有識者の情報によれば、12月の総選挙までに独立法人化の法令案が内閣で承認されないと、政局の変動によって独立法人化がさらに遠のくことになる可能性も高く、現大臣の在任中に通過させたいとのことであった。実際の行政手続きには時間がかかるということだけでなく、タイ政府は、独立法人化の予算などの費用がかかることを懸念しているとされる。政治的には、障害当事者団体の関係者らの働きかけにより、政治家などの理解は進んでいるとされる。なお、図2-3に独立法人化の過程を示す。

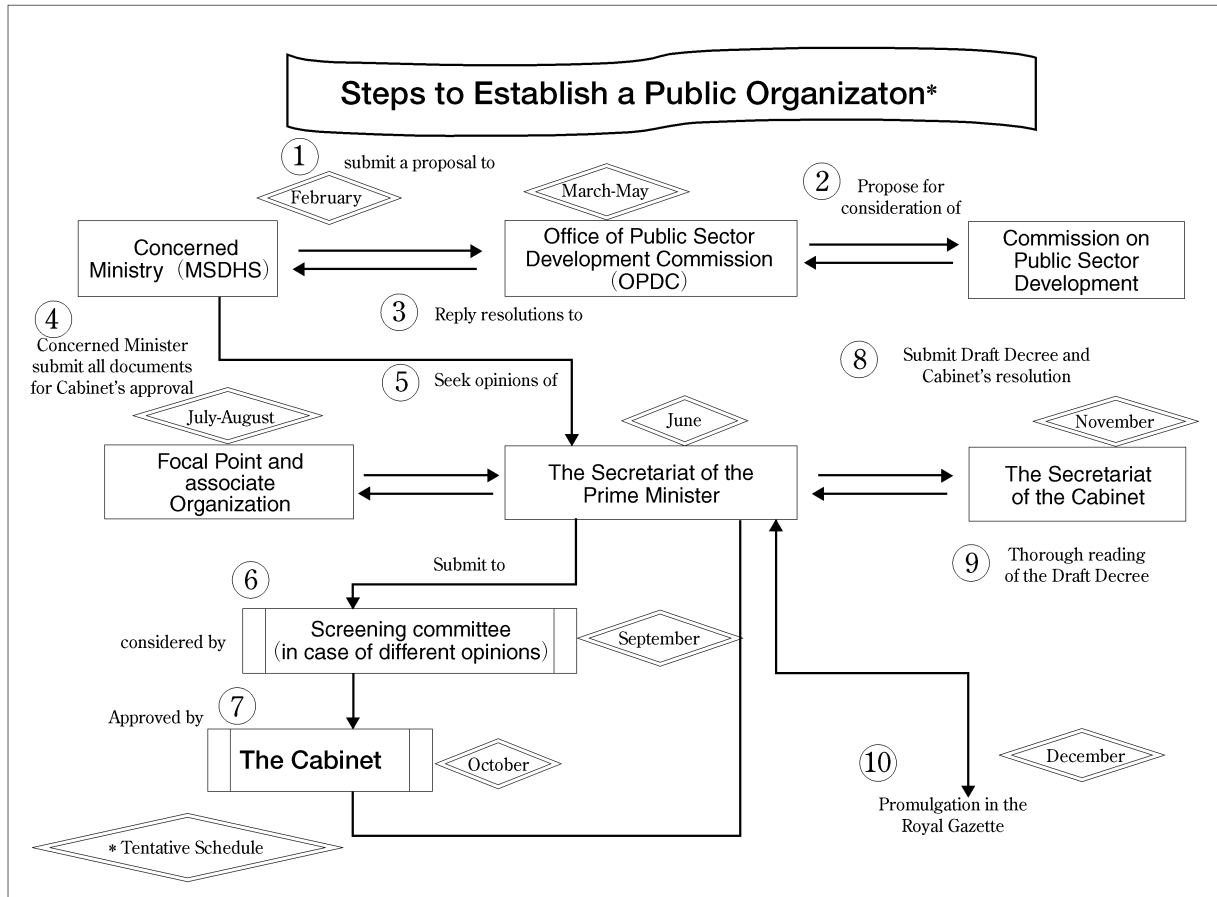


図 2 - 2 独立法人化へのロードマップ (APCD作成 2007年1月)

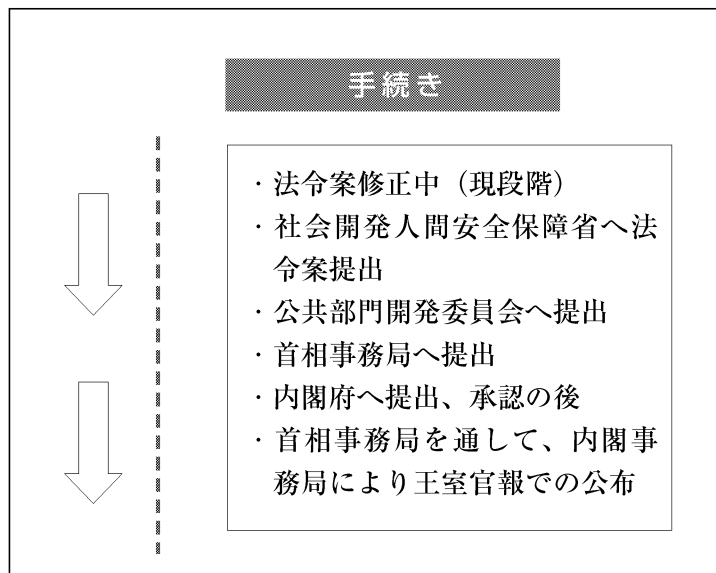


図 2 - 3 独立法人化の過程

2-5-3 独立法人の運営⁹

独立法人化した場合、社会開発・人間の安全保障省が監督省庁となる。最初の6カ月は移行期間とされ、その間に公務員の人事異動や組織の再編が行われる。独立法人では新規の理事会がつくられ、新理事会がその後の運営を決定することになる。理事会の委員は11名であり、そのうち最低5名は、障害関連団体から指名された障害当事者が選ばれる。また、委員には、公務員の資格を持つもの、または政府団体の職員が含まなければならない。

新規のAPCD理事会の権限は以下のとおりである。

- ① 特別諮問委員会（Special Advisory Committee）の意見と勧告に従い、運営方針とAPCDの活動計画を策定する
- ② 財務計画、運営計画、プロジェクト計画、年間計画を承認する
- ③ 理事会のために副委員会を立ち上げ、タスクフォースを指名する
- ④ 運営と業務の監督と規則を決定する

また、その他に特別諮問委員会を設置することとされている。特別諮問委員会の詳細については、2-6-3参照。

2-5-4 独立法人の人事¹⁰

独立法人化した場合、180日以内は移行期間として、OPPから出ている現在の所長が職務を継続することができる。その後の人事は、内閣で承認されたAPCDの法令に従い人員配置が行われる。

独立法人の職員には、3つの種類があり、1) APCDの予算で雇用される事務員と雇用者、2) APCDによる契約で雇用されたコンサルタントと専門家、3) APCDを一時的に支援するための政府職員、である。また、独立法人法（1999年公布）では、タイ国籍の者が雇用されることが原則であるが、例外条項があり、タイに該当する技術を持つ人材がない場合は雇用可能であるとされる。

2007年5月の段階で、APCDの公務員のうち継続して働く意思を持つ者が2名いる。それ以外の職員は、社会開発・人間の安全保障省に戻る意向を示している。

公務員法により、休日や祝祭日の施設の利用に制限があるため、研修などの際に利用ニーズに対応できないこともあり、また、アウトソーシング的な外部の人材の活用が限られている。

9 法令案ドラフトの情報に基づくため、内閣での審議を通じて修正等が発生した場合、変更が生じる可能性がある。

10 法令案ドラフトの情報に基づくため、内閣での審議を通じて変更が生じる可能性がある。

独立法人化した場合は、人事に関しても、施設の活用に関しても、これまでよりAPCDの裁量が認められるようになる。

2-5-5 独立法人の財政

独立法人法（1999年公布）の12条により、APCD基金が活用できるようになる。APCD基金との協力により、財源の拡大と財政運営の強化を図ることが重要である。

同法13条により、手数料、管理費、報酬、サービス料など施行規則に定められた事業から収入を得ることができる。ドナーの委託によりニーズに合わせた研修コースの実施を通して資金を得ることも財源強化に寄与する。また、従来自己収益事業の収益（宿泊棟や3階事務所の賃貸料等）は、これまで財務省に入れてきたが、同法14条によれば、収入は財務省の予算に組み入れる必要がなくなる。したがって、自己収入財源のための規定を独立法人として設ける必要がある。

タイ政府は、非公式のコミットメントであるが、独立法人化した時に2,000万バーツを予算化するとし、人件費を含め、水道代・光熱費、建物維持費、タイ国内研修費、タイの研修講師手当などの支払いに充当するとしている。

2-6 APCDの国際機関化

APCDの独立法人化はそれ自体が目的ではなく、その後、さらに自立発展的に運営が行われることを目指すものである。自立的に運営する形態の1つとして、国際機関化が検討されている。

本調査中には、日本・タイ国側双方で、「国際機関（International Organization）」という表現は避けることで合意された。というのは、現時点でどのような形態の国際機関になるのかが明確ではないためである。ただし、国際的な性格を持つ機関として発展していくことが必要であるという点については理解を共有し、ミニッツ、PDMなどの合意文書においては、「国際化する（be internationalized）」という表現を用いた。

以下は、タイの法制に基づく、国際機関化および政府間機関化の関係をまとめたものである。

2-6-1 国際機関化への過程

タイ側より、国際機関化するための条件・プロセスについて説明があった。

国際機関となるためには、まず国際機関としての憲章が必要である。3カ国以上の国が加盟国として憲章に署名をしなければならないが、憲章に加盟国の負担金などの事項が含まれている場合、各国の財務省や関連機関の承認を受けなければならない、署名までに長い時間を要することになる。加盟国が、この署名を終えた段階で政府間機関（Inter-Governmental

Organization) になる。しかし、2007年5月の時点では、タイの国内法によると、該当機関を国際機関化するための法令案は首相府で承認されたが、国会を通過していないので、国際機関になることはできない。タイ国内で国際機関化した（または目指している）組織の事例については、2-7を参照。

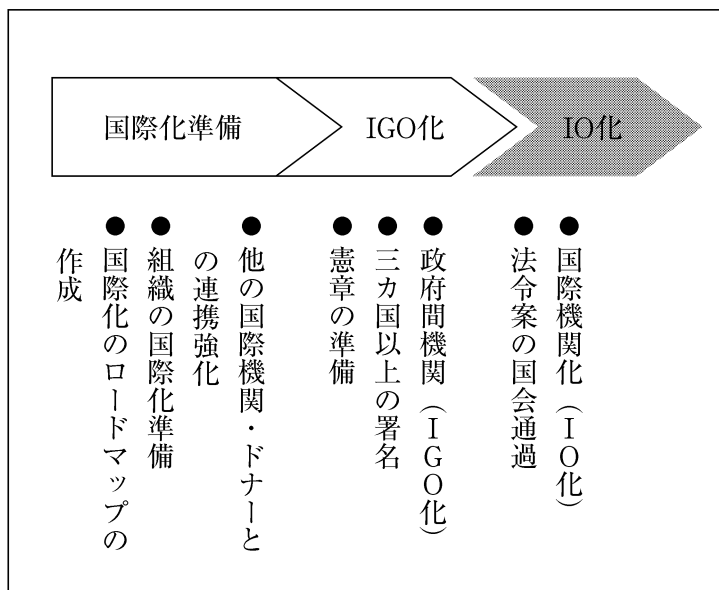


図2-4 国際機関化への手続き

2-6-2 国際機関に関わる法令案に関する進捗と国際化の展望

国際機関に関わる法令案（通称、GENEVA II）は、外務省条約法令関係局（Department of Treaty and Legal Affairs）で作成され、2007年4月半ばに内閣によりすでに承認されている。この法令案が国会を通過すれば、憲章に署名した加盟国をもつ政府間機関は、自動的に国際機関化されることになる。この新しい法令によれば、国際機関化する時間が大幅に短縮されることになる。法令案の入手をタイ側へ求めたが、今次調査期間中には入手できなかった。

2-6-3 国際化の準備

本調査時においては、独立法人化も未達成の状況であり、どのような国際化を目指すか、方向性が定まっているとは言いがたい。独立法人化の達成後に発足する新理事会において方向性が決められる事項である。したがって、以下は現時点の構想としてタイ側と共有した内容について記す。

(1) 特別諮問委員会の設置

APCDの独立法人化後、法令案によれば特別諮問委員会が設けられる予定である。技術的・資金的な支援能力を持つ国際NGOや国際機関がこの委員会のメンバーになることが可能とされ、国際的な性格の強い委員会となることが想定されている。この委員会の権限¹¹として、理事会に対して、APCDの国際化のために提言をすることができるため、具体的な国際機関との連携や活動の強化がより進み、国際化への準備がなされるものと期待される。

(2) 将来的に加盟国となりうる国とのネットワークづくり

フェーズ2では、PDMにあるようにFPと共同で立てた計画を実施するようになる。特にこれまでに活動の実績が高く、APCDの活動に協力的であったFPが将来的には加盟国となりうる可能性が高い。国際化するためには、加盟国となりうる国の政府の理解が肝要であり、政府の政策と活動に関わる障害当事者団体や障害者支援団体の支援が欠かせない。

(3) 人事面での準備

独立法人法（1997年公布）によれば、タイ国籍のものが雇用されることが原則であるが、例外条項があり、タイにない特別な技術を持つ人材であれば雇用が可能であり、他の国籍を持つ雇用者の検討も国際化のために課題となる。

(4) 国際的ネットワークを持つ機関によるAPCDの施設の利用

これまで政府機関は収益事業を行えないという制限があるため、APCDの3階のスペースの活用は限られていた。団体が借りる際には、財務省との賃貸契約を行わなければならないが、その契約額は、財務省で定められた法律により、礼金が90,000バーツ（礼金は返却されない）で、敷金はないが、月額2,000バーツ（光熱費込み）と高く、法律で借りる団体の属性が限られていたため、国際NGOなどには活用されずにいた。独立法人になると、このスペースを国際的な活動を行う機関が借りられるようになる。

11 法令案によると特別諮問委員会の権限として、次の7点があげられている。① 大臣の承認のもとに、アジア太平洋地域における障害者に便益を与える政策や活動を提言する② 理事会に対して、APCDの目的に合わせた政策や活動について提言する③ APCDを評価する基準を設定し、中立的な評価機関を選ぶ④ APCDの財源確保や技術支援のために外国政府や機関と協力する⑤ APCDの国際化のために提言することができる⑥ APCDの役員や職員の行動に関するトラブルに対処する⑦ 他の法律や内閣、大臣の指示により、他の権限を持つことができる

2-7 国際機関化した（もしくはする予定の）他の機関の事例（MI、RECOFTC、AIT）

本調査において、MI、RECOFTC、AITより聞き取り調査を行った。その結果を以下および表にまとめたものである。

2-7-1 メコン・インスティテュート（Mekong Institute；MI）

(1) 設立の経緯と現在のステータス

ニュージーランド国際開発庁（NZAID）の支援により、メコン川流域に関する政策形成の会議が開催されたのを発端として、1996年にメコン川流域国の政府が経済協力の主な枠組みに合意し、活動が開始された。ニュージーランドの支援は、10年間の契約で続けられた。

現在は二国間援助の段階を終え、政府登録の非営利団体MI基金として、加盟国から憲章の承認を得た政府間機関（Inter-Governmental Organization）である。国際機関化の申請の法令を内閣に提出しており、内閣承認後、国会を通過した場合、国際機関になる予定。

(2) 目的

目的は、以下のとおりである。

- ・メコン川流域国の経済社会開発の協力の強化
- ・メコン川流域国の人材育成と協力の強化
- ・メコン川流域国の共同研究および個人研究の促進

(3) 活動概要

活動は、研修とワークショップが主に行われ、最初の10年間は、インフラと経済開発に重点が置かれた。現在は、健康、教育、労働、出稼ぎ、国境を越える人々、山岳遠隔地域における少数民族への社会サービスの提供などの政策形成に関わる活動を行っている。研修は、20～30名の参加者を対象に行われ、3～12週間実施される。

これまで約2,500名を研修しており、研修参加者同士でネットワークがある。

(4) 対象地域、対象国

メコン川流域国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国（雲南省のみ）の6カ国が主な対象地域となっている。TICAの支援で、中東やアフリカなどの他の地域の途上国への研修を実施することがある。

(5) 財源

人件費を含む予算規模は年間5,000万バーツ（約1億7,500万円）。施設などの運営費は、TICAから支出され、全体費用の3割を占める。その他の研修実施費用は、TICA、ADB、NZAID、UNDP、JICA、コロンボ・プラン¹²などからの協力で実施している。ロックフェラー財団からも施設関連の支援がある。費用負担については、GMSの加盟国が、一部の研修費などをできる範囲で分担している。

(6) 組織運営と意思決定の制度

1) 評議会

6カ国の政府代表6名と民間や学术界から2名、資金供与パートナー機関の2名、ビジネス界の1名から成る評議会が最高意思決定を行う。評議会は12名以下の委員で構成されている。

各国代表者は以下のとおりである。

- ・カンボジア行政改革評議会会長
- ・中国雲南省副知事
- ・ラオス外務省経済局長
- ・ミャンマー国家計画経済省対外経済局
- ・ベトナム計画投資省対外経済関係局
- ・タイ外務省国際開発協力庁（TICA）
- ・タイ・コンケン大学学長
- ・ベトナム・フエ大学学長
- ・ニュージーランド国際開発庁局長
- ・ADBメコン局局长
- ・民間企業代表
- ・議長（順番に交代、投票権を持たない）

2) 運営委員会（ステアリング委員会）

運営委員会は、政策、資金調達計画、戦略を作成し、実務の評価を行い、評議会に報告する。8名以下で構成され、委員は評議会に指名される。GMSの政府代表が3分の2を占め、現在の各国代表は以下のとおりである。議長は評議会の委員である。

- ・カンボジア行政改革評議会財政担当副局長
- ・中国在バンコク中国大使館ESCAP担当職員

¹² 正式名は「アジアおよび太平洋の共同な経済社会開発のためのコロンボ・プラン」。主に技術協力を通じてアジア太平洋諸国の経済・社会開発を促進し、その生活水準を向上させることを目的とした途上国支援のための国際機関。

- ・ラオス外務省国際協力局副局長
- ・ミャンマー国家計画経済省対外経済関係局副局長
- ・ベトナム計画投資省対外経済関係局
- ・タイ外務省国際開発協力庁（TICA）局長
- ・民間代表

3) 実務（職員数および施設）

MIの実務は行政局長と学術局長が責任者になり、行政局長下に組織支援課、財務課、ITコミュニケーション課があり、学術局長下に学習プログラム課、調査開発課、政策形成課がある。職員は、正規職員と契約職員と合わせて77名で、この中には運転手なども含む。

施設は、会議室、研修室、研修宿泊施設（36部屋）、図書室、食堂、事務所、コンピューター室、LL室などである。

(7) 国際化のプロセス

これまでの国際機関化の準備としては、以下のことが行われた。

- ・国際機関化するための憲章を作成し加盟国の承諾を得る
- ・ラオス、フィリピン、ベトナム、ネパール、ミャンマーの外国人職員を公募で契約雇用する

(8) 課題

地域間に状況の相違があり、各国の関心に絶えず変化があるため、メコン川流域国のニーズに対応した研修や調査を行うことが課題である。

(9) 関連性と学ぶ点

MIとAPCDは、地域間のネットワークと連携の促進、域内諸国共通の関心がある人材の育成を図っている点が共通している。

MIは評議会や運営委員会などにタイ以外の政府の主要な関係者を含んでいるほか、加盟国政府から憲章が承認されている。新しい国際機関化に関わる法律（Geneva II）が国会を通過した場合、MIは容易に国際機関となることができると想定され、2007年7月を目処に国際機関になる予定である。MIの憲章では負担金に言及していないため、加盟国政府から

の承認を得られやすかった面もあり、比較的スムーズに国際機関化の準備が進んできている。

2-7-2 地域コミュニティ林業研修センター（Regional Community Forestry Training Center for Asia and Pacific；RECOFTC）

(1) 設立の経緯と現在のステータス

地域コミュニティ林業研修センターは1987年にスイス開発協力庁（Swiss Agency for Development Cooperation Agency、SDC）の支援によりカセサート大学内に設立され、コミュニティ林業に関する研修と活動を開始した。

組織の持続性の確保のために1998年に国際機関化の準備を開始し、GMS 6カ国の署名を得て、2000年に国際機関化するための法令が国会を通過し、国際機関となった。

(2) 目的

目的は、アジア太平洋地域におけるコミュニティ林業が促進されることである。

(3) 活動概要

コミュニティを中心とするローカルな森林の管理と利用、コミュニティを中心とした林業開発、森林管理に関する諸問題の解決法、政策形成とネットワーキングが主な活動である。活動の対象者には、森林管理者、経済学者、社会学者、人口学者などが含まれ、学際的な活動を行っている。

約2,800名を超える研修参加者と約2,000名の国際セミナーやワークショップの参加者をネットワークとして有しており、同じ分野の50機関とのネットワークと連携を持っている。

(4) 対象地域、対象国

アジア太平洋地域が主な対象地域となっている。

(5) 財源

予算規模は人件費も含めて年間6,600万バーツ（約2億2,440万円）である。

スイス開発協力庁（SDC）からの支援をADB経由で受け、この財源が5割を占める。その他、スウェーデン国際開発協力庁（Sida）、「環境と開発のためのデンマーク協力」（DANCED）から協力を得ている。自己財源としては、APCDの宿泊施設（51部屋）、会議施設を一般に貸して収入を得ている。近年、コミュニティの森林を活用した生計維持や

共同森林事業などに関するスタディツアーをタイや他国から受け入れ、収入源となっている。

(6) 組織運営と意思決定の制度

1) 理事会 (Board of Trustees)

2年に1回開かれるが、委員は、以下の構成メンバーである。

- ・自然保護団体 (The Nature Conservancy) アジア太平洋地域における森林プログラム局長
- ・国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources、IUCN) 地域グループ長
- ・ネパール国スイス森林プロジェクト・プロジェクトマネジャー
- ・スイス連邦工科大学 (ETH) 学長
- ・カンボジア学習研究所 (CBNRM) 所長
- ・インドネシア国際森林調査センター (CIFOR) 調査員
- ・スリランカ貧困分析センター副局長
- ・ベトナム農業農村開発省森林局副局長
- ・ラオス農業森林省副事務局長
- ・タイ環境研究所所長

2) 実務 (職員数および施設)

RECOFTC所長を中心にAPCDの計画が決められ、ネットワークを活用した資金調達などの活動を行っている。財務、実務、人事を取り扱う局、情報マネジメントとコミュニケーションを担当する局、地域分析局、キャパシティ・ビルディング・サービス局、国別プログラム支援局、タイ国内支援プログラム局がある。その下に正規職員、契約職員合わせて42名が所属している。職員は幅広く公募、国際的にリクルートし、透明性を高めている。米国人、オーストラリア人、デンマーク人、ドイツ人、インド人、タイ人などから構成された国際的な組織であり、2007年5月現在、所長はネパール人である。

施設は、会議室、研修室、研修宿泊施設 (51部屋)、リソースルーム室、食堂、事務所、コンピューター室などを有する。

(7) 国際化のプロセス

国際機関化済み。憲章を作成し、加盟国の承諾を得たあと、内閣、国会の承認を経て国際化した。タイ国内での支援を確保するために、関係政府機関に何度も働きかけたという。

(8) 課題

将来的には、現在の主な収入源であるADB経由のSDCの協力を減らし、他の財源にシフトしたい。国際的な潮流として社会林業、コミュニティ林業への関心が弱まっており、現在では、環境と森林を結びつけ、森林の大切さを理解させるツアーを増やし、貧困緩和と森林の役割の中でプログラムを組んでいる。また、民間との連携を今後は強化し、民間から委託を受ける事業を展開したい。

(9) 関連性と学ぶ点

地域間のネットワークと連携の促進、域内諸国の人材の育成を図っている点がAPCDとの共通点である。

国際機関化した機関として、財政的な持続性を絶えず検討している。スタディツアーを強化し、森林と自然と人々の暮らしと環境などに関する意識化を進めると同時に、自己財源を強化しているなど、ネットワークをこれまでの研究機関のみならず、民間や森林に関心を持つ学生や一般人に広げようとしている。

2-7-3 アジア工科大学院 (Asian Institute of Technology ; AIT)

(1) 設立の経緯と現在のステータス

1957年に東南アジア条約機構 (SEATO) 加盟国のオーストラリア、フランス、ニュージーランド、英国、米国が中心となって、アジア地域のための工科系の大学院としてアジア工科大学院が設立された。1967年にAIT Enabling Act タイが外務省により作成され、効力を発するようになり、高等教育省の監督のもとに学位を与えられる機関になった。

(2) 目的

目的は、アジア地域における技術やマネジメント、社会開発に関する教育および研究を行う高等教育機関であること。

(3) 活動概要

学際的・専門的な教育と研究調査を行っている。大学院教育とエクステンションの研修を行っている。AITは、ベトナムとインドネシアにも分校がある。これまでに79カ国の1万4,769名の卒業生が各国で活躍しており、短期で研修を受けた者は、2万2,700人に及ぶ。これまで217の学術支援を受けた研究調査が行われた。

(4) 対象地域、対象国

アジア地域が主な対象地域となっている。これまでの卒業生は、39.14%がタイ人であり、10.74%がバングラデシュ人である（1977～2006年の累計）。スリランカ人、インドネシア人、マレーシア人などがこれに次ぐ。

(5) 財源

予算規模は人件費を含めて年間6億7,500万バーツ（約22億2,750万円）である。職員の1人当たりの経費（Overhead Cost）は、150万バーツとされる（約495万円）。

タイ政府の財政的支援が5割を占め、その他各国からの協力で賄われている。ADB、WB、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、カナダ、フランス、ノルウェー、日本、ベトナムなどからの資金による。日本政府はJICAを通じ、1969年から2001年まで毎年専門家派遣を行ったほか、運営費や奨学金の拠出などを行っていた。

(6) 組織運営と意思決定の制度

1) 理事会（Board of Trustees）

理事会のメンバーは以下のとおりである。関係各国の代表が1名ずつであるが、タイからの代表は7名である。

- ・ 在タイ・バングラデシュ大使館大使
- ・ 在タイ・フランス大使館大使
- ・ 在タイ・フィンランド大使館大使
- ・ 中国教育省国際協力交流局副局长
- ・ 在タイ・カナダ大使館大使
- ・ ジャカルタ駐在UNESCO所長
- ・ 在タイ・スウェーデン大使館大使
- ・ 在タイEU代表団代表
- ・ 在タイ韓国大使館大使
- ・ キングモンクット大学評議会会長
- ・ 在タイ・パキスタン大使館大使
- ・ 在タイ日本大使館大使
- ・ 在タイ・オランダ大使館大使
- ・ 在タイ・ベトナム大使館大使
- ・ タイ高等教育委員会代表
- ・ AIT卒業生代表

- ・タマサート大学学長
- ・在タイ・ラオス大使館大使
- ・タイ外務省事務次官
- ・在タイ・インド大使館大使
- ・在タイ・フィリピン大使館大使
- ・在タイ・カンボジア大使館大使
- ・在タイ・オーストリア大使館大使
- ・インド民間企業代表
- ・タイ民間企業CEO
- ・在タイ・インドネシア大使館大使
- ・タイ科学技術省大臣

など

2) 実務（職員数、施設）

AITには5つの主な局がある。財務・人事・施設管理局、学術担当局、調査研究局、対外関係局、資金調達に関わる開発・資源局である。その下に、約450名の職員が勤務している。

施設としては、工科技術大学院、環境資源と開発大学院、マネジメント大学院、AITエクステンション研修コースがあり、各大学院に研究棟がある。大学には、会議センター、図書館、トレーニング室、宿泊施設などがある。

(7) 国際化のプロセス

国際機関化の準備としては、国際機関化するための憲章を作成しているところである。加盟国の承諾を得るために、本年度から関係政府機関に働きかける予定。

(8) 課題

課題は、運営費などの財源的持続性を確保するために、国際機関化を図り、また、SEATO加盟国とASEANなどのオーナーシップを高め、信託基金などを設立することである。

(9) 学ぶ点

これから国際機関化するには、関連政府の憲章への署名を求める際に、負担金について理解を求めていくことに時間がかかる可能性があり、各国への訪問を通じて署名の呼びかけをする予定である。憲章の中に負担金についての項目がなければ、憲章への署名はそれ

ほど時間がかからないとされる。AITの場合、多国間の支援でこれまで運営を行ってきたため、これらの負担金についての理解を進めることに時間をかけたいとしている。

表2-1 国際機関または国際機関化を目指す機関の相互比較

	MI	RECOFTC	AIT
目的	・メコン川流域国の人材育成と協力の強化 ・メコン川流域国の共同研究および個人研究の促進	・アジア太平洋地域におけるコミュニティ林業の促進	・アジア地域における技術やマネジメント、社会開発に関する教育および研究を行う高等教育機関
活動概要	・メコン川流域の課題に関する研修、ワークショップの実施（観光、市場経済化、インフラ開発、貿易、プロジェクト運営、貧困、環境保護）	・コミュニティを中心とする森林の管理と利用、コミュニティによる林業開発、森林管理に関する諸問題の解決法、政策形成	・大学院レベルでの教育 ・学際的な学者による専門的教育と研究調査
開始年度	1996年	1987年	1959年
発足の経緯	NZAIDの二国間協力	SCDの二国間協力	SEATO加盟国の支援
対象地域、対象国	主にGMS6カ国 その他の途上国	アジア太平洋諸国	アジア諸国 その他
予算規模（年間）* *人件費を含む	5,000万バーツ （約1億7,500万円）	6,600万バーツ （約2億2,440万円）	6億7,500バーツ （約22億2,750万円）
職員の数	正規職員と契約職員を合わせて77名	正規職員と契約職員を合わせて42名	職員の7割をタイ人が占め、22カ国の外国人教諭106名
財源	TICA、ADB、NZAID、UNDP、JICA、コロomboプラン、ロックフェラー財団など	FAO、NZAID、SDC、Sida、DANCED、世界銀行、フォード財団など	ADB、WB、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、カナダ、フランス、ノルウェー、日本、ベトナムなど
意思決定	評議会（Council） 委員は、二国間協力の政府代表または多国間協力の代表、民間、大学、地域開発機関、その他の代表	理事会（Board of Trustee） は、森林関係の研究所、政府機関、プログラムの代表などから成る	理事会（Board of Trustee） は、在タイ各国大使館大使、タイの関連機関の代表から成る
国際化の準備	・国際機関化するための憲章を作成 ・加盟国の承諾を得るように各国政府に働きかけてきた ・ラオス、フィリピン、ベトナム、ネパール、ミャンマーの外国人職員を公募で契約雇用	・国際機関になるための憲章を1998年に作成 ・加盟国の承認を1999年に得て、2000年に国際機関化に関する法令が内閣の承認を得、国会を通過	・国際機関化するための憲章を作成中 ・加盟国の承諾を得た後、国際機関化に関わる支援を関係各国政府機関に働きかける予定

	MI	RECOFTC	AIT
これまでの成果	<ul style="list-style-type: none"> ・約2,500名を研修した ・研修参加者同士でネットワークがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ林業関連の50機関との連携と協力をしている ・約2,800名を研修した 	<ul style="list-style-type: none"> ・79カ国の1万4,769人が卒業生した。短期研修生は2万2,700名に及ぶ ・これまで217の学術支援を受けた研究調査が行われた
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・メコン川流域の諸国の多様なニーズに対応した研修や調査を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ林業に対する国際的関心が以前と異なり、案件そのものは減少している ・貧困対策や環境などの関連性でニーズに対応する必要性が生じている 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、期間限定の資金協力が多く、長期的な財源の確保が課題である ・SEATO加盟国とASEANなどのオーナーシップを高め、信託基金などを設立することを目指している
学ぶ点	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関化を目指している機関としては、MIは、評議会や運営委員会などに政府の主要な機関の関係者を含んでおり、加盟国政府から憲章をすでに認められ、政府間機関（IGO）となっている ・国際化のメドが比較的早いペースで進んできているのは、MIの憲章の中で負担金に言及していないため、加盟国政府からの承認を得られやすかった面もあり、スムーズに国際機関化の準備が進んできている 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関化した機関として財政的な持続性を絶えず検討している。スタディツアーを強化し、森林と自然と人々の暮らしと環境などに関する意識化を進めると同時に自己財源を強化している ・ネットワークを研究機関のみならず、民間や他の森林に関心を持つ学生や一般人に広げようとしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・多国間の支援でこれまで運営を行ってきたため、これらの負担金について関係政府に理解を進めることに時間をかけ、早急な国際機関化は望んでおらず、1カ国ずつ訪問して加盟国としての批准を求める予定

(出所) 聞き取り調査結果をもとに作成。

2-8 障害者支援における他ドナー等の動向

2-8-1 UNESCAP

UNESCAPの社会的課題局（Emerging Social Issues Division）では、国際的移民、人口、家族、青年、障害者を課題として取り扱っている。障害セクションでは、障害者権利条約の交渉過程において、障害者権利条約の草案のベースとなったバンコク草案の起草に貢献した。また、各国における障害者権利条約の批准と実施に向けてUNESCAPがイニシアティブを取ることとなっている。また、「第2次アジア太平洋障害者の十年」やBMFに関連しては、前述2-2のと

おりイニシアティブをとって推進している。

UNESCAP統計作業部では、世界保健機関（WHO）との協力により、「BMFのための障害統計の改善と測定と可能な行動プロジェクト」として、障害者に関するさまざまな調査や統計について比較検討する標準的な枠組みを提供することを目的として、国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health、ICF）をアジア太平洋地域の統計局関係者や政府関係者に紹介した。さらに、UNESCAPとWHOは、韓国政府の資金援助により、アジア太平洋地域の5カ国（インド、インドネシア、モンゴル、フィリピン、フィジー）において、パイロットプロジェクトとしてICFを使って障害統計調査および研修・ワークショップを実施した。研修のためのマニュアル（Disability Statistics Training Manual）も作成されている。これらの経験をもとにアジア太平洋統計センター（SIAP）と協力し、保健と障害統計について、域内の各国がICFによる統計収集のための研修プログラムを行い、それぞれの国の統計関係者が国内研修を行えるようにICF関連の文書やマニュアルの翻訳を支援しようとしている。国勢調査にも障害項目を入れるように指導している。